

## 「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」[素案]について

「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」においては、遺伝子組み換え作物とゲノム編集技術を応用して栽培した農産物は「クリーン農業の定義」にあてはまらないことを明記すべきである。

（理由）

北海道のクリーン農業は、本道の気候、風土を活かし、化学肥料と化学合成農薬の使用削減に努めており、消費者の食の安全・安心に寄与している。また、有機農業（有機JAS）と北海道独自の「北のクリーン農産物（YES!clean）」表示制度においては、遺伝子組み換え技術を利用しないこととしている。

一方で、最近ではゲノム編集技術を応用した作物の品種改良が進んでいる。農林水産省は、有機農産物の日本農林規格（JAS）等の一部改正案において、ゲノム編集技術を用いて生産されたものは原材料等において使用できないことを明確にしている。ゲノム編集食品の購入、摂取を避けたい消費者の疑問や不安を解消し、クリーン農業の普及を図るうえで、ゲノム編集技術を用いて栽培した作物を除外することは不可欠である。